

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用等に係る 特例措置の実施について

「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用」及び「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る建設関連業務委託等」について、次のとおり特例措置を実施しますのでお知らせします。

なお、これにより請負代金額（業務委託料）が変更された場合は、元請業者と下請業者の間に既に締結した請負代金額（業務委託料）の見直しや、技能労働者への賃金水準の確保について、適切に対応していただきますようお願いいたします。

1 特例措置の内容

建設工事及び建設関連業務委託（以下「建設工事等」という。）の受注者で令和7年3月1日以降に契約を締結したもののうち、「旧労務単価」及び「令和6年度当初の公共工事設計労務単価及び令和6年度当初の設計業務委託等技術者単価」を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価等に基づく契約に変更するための請負代金額（業務委託料）の変更の協議を請求することができる。

2 請負代金額（業務委託料）の変更

変更後の請負代金額（業務委託料）について、次の方式により算出する。

$$\blacksquare \text{変更後の請負代金額（業務委託料）} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格に相当する価格

k ：当初契約の請負比率

3 変更協議

建設工事等の発注課に、協議の手続をしていただきますようお願いいたします。